

令和6年第114回12月通常会議本会議（令和6年12月3日（火））における行政報告

一関市入札制度等改革本部（以下「改革本部」と申し上げます。）における検討状況、並びにいわゆる官製談合防止法違反などに係る職員等の裁判について報告いたします。

まず、改革本部における入札制度等の見直しに係る検討状況について申し上げます。

令和6年8月28日付けで入札制度等改革中間報告を作成し、事件後の経過や市の対応、市の入札制度の現状、平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設（管布設）工事及び管工事の入札結果の検証、職員倫理規程の概要などについて、取りまとめたところであります。

その後、10月4日及び11月27日に改革本部会議を開催し、外部委員からいただいた現在の市の入札事務に対する意見を踏まえ、市の入札制度等における課題及び見直し、改善案について、検討、協議を行ってきたところであります。

入札制度等の見直しに係る最終案は、年内、12月末には取りまとめる予定としております。

次に、いわゆる官製談合防止法違反などに係る職員等の裁判について申し上げます。

官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害及び加重収賄により、6月19日に起訴された元職員の裁判については、9月3日、盛岡地方裁判所で初公判が行われ、元職員は起訴内容を認め、11月5日の公判において、懲役2年6か月、執行猶予4年、追徴金23万6,601円とする判決が言い渡され、判決が確定したところであります。

また、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害により、7月10日に起訴された建設部職員の裁判については、10月24日に初公判が行われ、建設部職員は起訴内容を認め、12月3日、本日の午後に判決が言い渡されることになっております。

なお、検察は、被告に対し懲役1年6か月を求刑しているところであり、当該職員に対する処分については、判決の確定を踏まえ対処してまいります。

以上、報告を申し上げたところでありますが、元職員及び建設部職員が関与したこの度の不祥事により、市政に対する市民、関係者の皆さまからの信頼を著しく損なう結果となりましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。

これら一連の事態を重く受け止め、職員一人一人が公務員としての自覚を高め、公平、公正な事務を遂行するため、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図ってまいります。

また、年内に取りまとめる入札制度等の見直し、改善の取組を着実に進め、市民、関係者の皆さまからの信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。